

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>市民局</p>	<p>(令和2年度)</p>
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p>【指摘9-2】超過勤務手当の支給誤りについて</p> <p>令和2年3月21日(土)の勤務について、タイムカード上、打刻があったが、超過勤務データに反映がなく、代休取得もないことから、超過勤務手当支給誤りの事案が検出された。</p> <p>タイムカードと超過勤務データの整合性について定期的に所属長の確認を受け、タイムカードに確認印を押印する運用となっているが、本件についてはタイムカードへの押印が見られたものの、超過勤務データに反映されなかったことから、当該確認行為が形骸化している。</p> <p>確認体制の強化を図ると共に、適正な人件費支出の観点から、超過勤務手当の支給誤りをなくす仕組み作りが必要である。</p>	<p>所属長による超過勤務の際の事前命令・事後確認と、勤務実績確定時の勤務実績表とタイムカードの出退勤時間の整合性の確認を徹底することとした。</p> <p>また、制度所管課である総務局人事課より各課室公所長に対し、タイムカードの適切な管理及び勤務実績表との整合性の確認についての通知がなされた。</p> <p>各課室公所長への通知日 令和3年6月10日</p>